

玉川村太陽光発電設備設置事業と地域の調和に関する条例(案)等に対するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) パブリックコメントの実施期間
令和7年1月15日（水）～令和7年2月5日（水）
- (2) ご意見等の応募者数及び件数
応募者数：3名 件数：3件

2 ご意見等に対する村の考え方

No.	該当頁	ご意見等の概要	村の考え方	修正の有無
1	全般	耕作放棄地や遊水地事業に伴う税の大幅な減収への対策として、営農型太陽光発電の導入が有効であると思われる。	営農型太陽光発電設備につきましても、本条例の対象としておるところであります。 営農型太陽光発電設備には、農地の有効活用と再生可能エネルギーの普及といった両面でのメリットが期待される一方で、注意しなければならない点もいくつか存在しますので、本条例や関係法令等に則り、総合的に判断したうえでの導入が重要であると考えております。	無 参考意見
2	全般	玉川村の自然環境や景観が保全される条例が出来ること、嬉しいです。 提案としては、自然環境が将来的に守られていくのか、村民が求めている景観が守られるのかの判断が主観的なものにならないよう、当事者と村長の判断だけでなく、第三者の意見を聞くことを義務づけてほしいです。例えば、自然環境保護について環境保護団体に、景観は住民の何名かに（裁判員制度のように）意見を聞くなどはいかがでしょうか。自然保護団体のNACS-Jなどはそのような活動もしているようです。以上、玉川村がいつまでも美しい村でありますように。	事前協議の中で、「関係法令に係る手続等の報告」を義務付けており、関係法令等の確認をしていくうえで、関係行政機関との間で十分な協議・調整が行われることから、第三者の意見は反映される体制となっております。	無 条例案に既に反映済
3	全般	標記の条例が制定されること、大変うれしく思います。迅速な対応、ありがとうございます。 要望事項として、事業予定地の近隣住民や地権者に対する十分な説明と、それらの人々の同意が得られない場合は、村として事業を認可しないでいただきたい。また、それらの人々の同意のないままに進めた事業についても白紙撤回すること。この2点を条例に盛り込んでいただきたい。	条例案第11条の「行政区への説明会等」や第12条の「近隣関係者への説明等」において、事業者には、事業の届出を行う前に行政区及び近隣関係者に対する説明会等を行い、理解を得ることを義務付けておりますので、これらが実行されず、関係者からの同意が得られない場合、村として事業への同意はしないこととしております。 また、事業開始後においても、第17条の「指導、助言及び勧告」において、村長は、状況に応じ、事業者に対して必要な措置を講じるよう指導又は助言、場合によっては勧告を行うことができますとしております。 さらに、第18条の「公表及び通報」において、勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名や勧告内容等を公表し、国に通報することとしております。この通報により、国から再エネ特措法に基づく指導、改善命令、認定取消の処分を受けることとなるため、認定取消の処分を受けた場合、実質的に白紙撤回同様の効果が生じることとなります。	無 条例案に既に反映済